

仲裁法の改正に関する要綱案のたたき台

目次

第1	暫定保全措置に関する規律	1
1	暫定保全措置の定義（類型）及び発令要件	1
2	暫定保全措置の担保	2
3	暫定保全措置の変更等及び事情変更の開示	2
4	暫定保全措置に係る費用及び損害	3
5	暫定保全措置の承認及び執行	4
	(1) 暫定保全措置の執行認可決定	4
	(2) 違反金支払命令	6
第2	仲裁合意の書面性に関する規律	11
第3	仲裁関係事件手続に関する規律	11
1	仲裁関係事件手続における管轄	12
2	仲裁関係事件手続における移送	13
3	仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略	14

(前注) 本部会資料では、要綱案のたたき台を太字で示し、そのうち特に必要と思われる事項につき説明を記載した。

第1 暫定保全措置に関する規律(注)

5 1 暫定保全措置の定義(類型)及び発令要件

(1) 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、仲裁判断があるまでの間、他方の当事者に対し、次に掲げる措置を講ずることを命ずることができるものとする。

10 ア 金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該金銭の支払をするために必要な財産の処分その他の変更を禁止すること。

15 イ 財産上の給付(金銭の支払を除く。)を求める権利について、当該権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は当該権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該給付の目的である財産の処分その他の変更を禁止すること。

20 ウ 紛争の対象となる物又は権利関係について、申立てをした当事者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため、当該損害若しくは当該危険の発生を防止し、若しくはその防止に必要な措置をとり、又は変更が生じた当該物若しくは権利関係について変更前の原状の回復をすること。

エ 仲裁手続における審理を妨げる行為を禁止すること(オに掲げるものを除く。)

オ 仲裁手続の審理のために必要な証拠について、その廃棄、消去又は改変その他の行為を禁止すること。

25 (2) (1)の申立て((1)オに係るものを除く。)をするときは、保全すべき権利又は権利関係及びその申立ての原因となる事実を疎明しなければならないものとする。

30 (注) 本文1から4までの規律は、現行仲裁法第24条と同様、仲裁地が日本国内にある場合についてのみ適用されることを想定している(同法第3条第1項参照)。他方、本文5の規律は、仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わず適用されることを想定している。

(説明)

本文1は、部会資料11-1の本文1と実質的に同内容の規律としている。

35 部会資料11-1では、本文1(1)ウに相当する規律は、「紛争の対象となる物又は権利関係について、その変更により、申立てをした当事者に生ずる著しい損害又は急迫の

危険を避けるために必要があるときに 当該変更を停止し、若しくは予防し、若しくは当該変更の停止若しくは予防に必要な措置をとり、又は当該変更が生じた物若しくは権利関係の原状の回復をすること。」としていたが、本文1(1)ウでは、改正モデル法第17条第2項との対応関係をより明確にするため、文言を改めている。すなわち、本文1(1)ウのうち「当該損害若しくは当該危険の発生を防止し、若しくはその防止に必要な措置をとり」の部分、改正モデル法第17条第2項(b)の「現在の若しくは切迫した損害…を防止するための措置、又はそれ(ら)の原因となる虞のある行為を差し控えさせるための措置」の部分に、本文1(1)ウのうち「変更が生じた当該物若しくは権利関係について変更前の原状の回復をすること」の部分、改正モデル法第17条第2項(a)の「紛争の解決まで…現状を回復する措置」の部分に、それぞれ対応する規律であることを明確にする趣旨で、文言を改めたものである。

なお、本文1(1)エ及びオについては、第11回会議での指摘を踏まえ、これを別号の規律に分けることとしている。

2 暫定保全措置の担保

仲裁廷は、暫定保全措置を発するに際し、必要があると認めるときは、相당한担保を提供すべきことを命ずることができるものとする。

(説明)

本文2は、中間試案(第1部、第1、3)と実質的に同内容の規律としている。担保の提供を命ずる時点等を明確にするため、「暫定保全措置を発するに際し、必要があると認めるとき」との文言に改めている。

3 暫定保全措置の変更等及び事情変更の開示

(1) 保全すべき権利若しくは権利関係又は1(1)の申立ての原因を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときその他の事情の変更があったときは、仲裁廷は、申立てにより、暫定保全措置を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができるものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定保全措置を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができるものとする。

(3) 仲裁廷は、(1)の事情の変更があったと認めるに足る相当の理由があるときは、当事者に対し、速やかに当該事情の変更の有無及び当該事情の変更があったときはその内容を開示することを命ずることができるものとする。

(4) 当事者が(3)の規定による命令に従わないときは、(1)の規定の適用においては、(1)の事情の変更があったものとみなすものとする。

4 暫定保全措置に係る費用及び損害

(1) 仲裁廷は、3(1)又は(2)の規定により暫定保全措置を取り消し、変更し、又はその効力を停止した場合において、暫定保全措置の申立てをした者の責めに帰すべき事由により暫定保全措置を発したと認めるときは、暫定保全措置を受けた者の申立てにより、暫定保全措置の申立てをした者に対し、これにより暫定保全措置を受けた者が受けた損害の賠償を命ずることができるものとする。ただし、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りでないものとする。

(2) (1)の規定による命令は、仲裁判断としての効力を有するものとする。

(説明)

これまでの審議では、「責めに帰すべき事由」との要件を設けることについて、改正モデル法第17G条は明示的に当該要件を設けていないことから、我が国の仲裁法においても当該要件を設けることは相当でなく、発令要件等についてはできる限り仲裁廷の裁量に委ねるべきであるとの意見や無過失責任を認めるものとするべきとの意見がみられた一方、改正モデル法第17G条は損害賠償の要件について各国法に委ねる趣旨の規定であると考えられることから、我が国の仲裁法において当該要件を設けることとしても、改正モデル法の趣旨に反するものではないとの意見もみられた。

そこで検討すると、仲裁廷において、不当に発令された暫定保全措置による損害賠償を命ずる権限があることを明確にした場合に、どのような要件の下でその権限が発動されるかについてまで広く仲裁廷の裁量に委ねることは、当事者の予測可能性を損なうのみならず、そもそも暫定保全措置の申立てを萎縮させることにもつながりかねないことから、相当でないものと考えられる。また、類似の制度である民事保全に関しては、不当申立てを理由とする損害賠償責任の要件として過失が要求されている（最高裁第三小判昭和43年12月24日民集22巻13号3428頁参照）ところ、民事保全については、一定の例外を除き、密行性の観点から無審尋での発令が可能であるのに対し、暫定保全措置については、その発令に当たり被申立人に防御の機会が与えられることが前提になっていること（執行拒否事由に関する後記本文5(1)ク④参照）に照らすと、その対比において、暫定保全措置に係る費用及び損害について、特に無過失責任に基づく損害賠償責任を認める必要性があるとはいえないものと考えられる。

以上を踏まえ、本文4(1)では、改正モデル法第17G条は暫定保全措置の申立人の過失を要求することを禁ずる趣旨ではないとの理解（部会資料11-1参照）を前提に、「責めに帰すべき事由」との要件を設けることとしつつ、当事者間に別段の合意がある場合にはこの限りでないものとするとしている。

5 暫定保全措置の承認及び執行

(1) 暫定保全措置の執行認可決定

ア 暫定保全措置（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下5において同じ。）についての執行をするには、認可の決定（以下「執行認可決定」という。）がなければならないものとする。

イ 暫定保全措置の申立てをした者は、暫定保全措置を受けた者を被申立人として、裁判所に対し、執行認可決定を求める申立てをすることができるものとする。

ウ イの申立てをするときは、暫定保全措置の命令書の写し、当該写しの内容が暫定保全措置の命令書と同一であることを証明する文書及び暫定保全措置の命令書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならないものとする。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、暫定保全措置の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができるものとする。

エ イの申立てを受けた裁判所は、仲裁廷又は権限を有する裁判機関に対して暫定保全措置の取消し、変更又はその効力の停止を求める申立てがあったことを知った場合において、必要があると認めるときは、イの申立てに係る手続を中止することができるものとする。この場合において、裁判所は、イの申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができるものとする。

オ イの申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。

① 仲裁法第5条第1項各号に掲げる裁判所

② 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

③ 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）

カ イの申立てに係る事件についての移送の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

キ 裁判所は、ク又はケの規定によりイの申立てを却下する場合を除き、執行認可決定をしなければならないものとする。

ク 裁判所は、イの申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合（①から⑧までに掲げる事由にあっては、被申立人

が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができるものとする。

① 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

5 ② 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

10 ③ 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続（暫定保全措置に関する部分に限る。④及び⑥において同じ。）において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受けなかったこと。

④ 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。

15 ⑤ 暫定保全措置が、仲裁合意若しくは暫定保全措置に関する別段の合意又は暫定保全措置の申立ての範囲を超えて発せられたものであること。

⑥ 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであったこと。

20 ⑦ 仲裁廷が暫定保全措置の申立てをした者に対して相当な担保を提供すべきことを命じた場合において、その者が当該命令に違反したこと。

⑧ 暫定保全措置が、仲裁廷又は権限を有する裁判機関により取り消され、変更され、又はその効力を停止されたこと。

25 ⑨ 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

⑩ 暫定保全措置の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

ケ ク⑤に掲げる事由がある場合において、当該暫定保全措置から同⑤に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該暫定保全措置のその他の部分をそれぞれ独立した暫定保全措置とみなして、クの規定を適用するものとする。

30 コ 執行認可決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

35 サ 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、イの申立てについての決定をすることができないものとする。

シ イの申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(2) 違反金支払命令

1(1)ア、イ、エ又はオに掲げる措置を講ずることを命ずる暫定保全措置については、次のように、裁判所による違反金支払命令に関する規律を設け、
5 確定した違反金支払命令を債務名義とするものとする。(注)

ア 裁判所は、前記暫定保全措置について確定した執行認可決定がある場合
において、当該暫定保全措置を受けた者(以下「被申立人」という。)が
これに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該暫定保全
10 措置の申立てをした者(以下「申立人」という。)の申立てにより、当該
暫定保全措置の違反によって害されることとなる利益の内容及び性質並び
にこれが害される態様及び程度を勘案して相当と認める一定の額の金銭の
支払(被申立人が暫定保全措置に違反するおそれがあると認める場合に
あっては、被申立人が当該暫定保全措置に違反したことを条件とする金銭の
15 支払)を命じなければならない。

イ 裁判所は、アの規定にかかわらず、当該規定による金銭の支払命令(以
下「違反金支払命令」という。)と執行認可決定とを同時にすることがで
20 きる。この場合においては、違反金支払命令は、執行認可決定が確定する
までは、確定しないものとする。

ウ アの申立てに係る事件は、仲裁法第5条の規定にかかわらず、執行認可
決定をした裁判所及び執行認可決定を求める申立てに係る事件が係属する
裁判所の管轄に専属する。

エ 裁判所は、イ前段の場合において、執行認可決定を取り消す裁判が確定
したとき又は執行認可決定を求める申立てが取り下げられたときは、職権
25 で、違反金支払命令を取り消さなければならない。

オ 違反金支払命令は、確定しなければその効力を生じない。

カ 違反金支払命令により命じられた金銭の支払があった場合において、暫
定保全措置の違反により生じた損害の額が支払額を超えるとときは、申立人
は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない。

キ (1)ウ、エ、サ及びシの規定は、アの申立て又は当該申立てについての決
30 定について、それぞれ準用する。

(注) 1(1)ウに掲げる措置を講ずることを命ずる暫定保全措置については、(2)に掲げる
違反金支払命令の対象とはせず、確定した執行認可決定のある当該暫定保全措置を
債務名義とするものとする。

35 (説明)

1 暫定保全措置の承認に関する規律

これまでの審議では、暫定保全措置は、外国裁判所による確定判決や仲裁廷による仲裁判断とは異なり、本案の権利関係につき既判力や形成力が認められるものではないことから、「承認」に関する規律を設けないことが望ましいとの意見や、現行法上も、暫定保全措置は、当事者間において実体法上の効力を有するものと解し得ることに照らすと、承認に関する明示的な規律を設けず、引き続き解釈に委ねることがあり得るとの意見のほか、仲裁判断とは異なり、暫定保全措置については裁判所による取消しの制度が設けられていないことから、承認に関する規律を設けないことが望ましいとの意見などがみられた。

これに対し、改正モデル法への対応という観点から、承認に関する規律を設けることが望ましいとの意見や、我が国の法秩序において仲裁廷がした暫定保全措置を受け入れるか否かを明確にするという観点から、承認に関する規律を設けることが考えられるとの意見もみられた。

そこで検討すると、承認に関する規律を設けることとした場合に、中間試案で提案されていた「その効力を有する」との文言については、何を定めているのかが分かりづらいとの意見があるほか、「拘束力を有する（ものとして承認する）」との文言についても、我が国の法制上、規律の内容が不明確であるとの意見がある。また、本文5(1)では、暫定保全措置の執行について、我が国の裁判所による執行認可決定の手続を設けることとしているところ、承認に関する規律を別途設けなくとも、執行認可決定がされることにより、我が国の法秩序において暫定保全措置を受け入れることが明確になるものとも評価し得る。

以上を踏まえ、暫定保全措置の承認に関する規律は設けないこととしている。

2 暫定保全措置の執行に関する規律

(1) 規律の概要

暫定保全措置の執行に関し、①全ての種類の暫定保全措置について、執行拒否事由の有無を審理、判断するための統一的な手続として、執行認可決定の手続に関する規律を設けた上で、②前記本文1(1)ウに掲げる措置を講ずることを命ずる暫定保全措置（以下「予防・回復型」という。）については、確定した執行認可決定のある当該暫定保全措置を債務名義として民事執行を可能とする規律を設けることを、③前記本文1(1)ア、イ、エ又はオに掲げる措置を講ずることを命ずる暫定保全措置（以下「禁止型」という。）については、執行認可決定のある暫定保全措置の違反又はそのおそれを理由として、違反金支払命令を発令することができるものとし、確定した違反金支払命令を債務名義として民事執行を可能とする規律を設けることとしている。

(2) 二段階型の手続を構想する理由

改正モデル法は、暫定保全措置の違反に係る事由（当該違反又は違反のおそれが認められないこと）を執行拒否事由としていないため、改正モデル法への対応という観点からは、我が国の仲裁法が改正モデル法に定められていない執行拒否事由を認めたものと解されるおそれを可及的に避ける必要があると考えられる。

5 また、第11回会議では、仲裁実務においては、仲裁廷が発令した暫定保全措置について、裁判所が認可の決定をすることにより、暫定保全措置を遵守することにつながるとの意見がみられた。この意見を踏まえると、禁止型についても、申立人の選択により、執行認可決定のみを受けられることも可能とする規律を設けることが望ましいと考えられる。

10 そこで、改正モデル法は、暫定保全措置の類型に応じて執行拒否事由を判断するための手続を区別するものとはしていないことも踏まえ、本文5(1)では、全ての種類の暫定保全措置について、執行拒否事由の有無を審理、判断するための手続として、執行認可決定の手続を設けることとしている（注1）。その上で、予防・回復型については、中間試案と同様、確定した執行認可決定のある当該暫定保全措置を債務名義として民事執行をすることができるものとし、禁止型については、執行認可決定のある当該暫定保全措置の違反又はそのおそれを要件として発令された違反金支払命令を債務名義として民事執行をすることができるものとしている。

15 (注1) 現行法上、仲裁判断の「執行決定」とは、「仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定」をいうものとされており（仲裁法第46条第1項）、確定した執行決定のある仲裁判断が債務名義となる（民事執行法第22条第6の2）ところ、本文5の規律の下では、禁止型については、当該暫定保全措置自体ではなく、違反金支払命令が債務名義となることを想定しているため、「執行決定」（「暫定保全措置に基づく民事執行を許す旨の決定」）との用語を用いることは相当でないと考えられる。そこで、全ての種類の暫定保全措置について、「執行認可決定」
20 との用語を用いることとしている。

(3) 執行認可決定

ア 本文5の規律の下では、申立人は、執行認可決定の申立てのみをし、違反金支払命令の申立てをしないこともできる。このような規律を設けることにより、申立人の選択によって、執行認可決定のみを求めることもできるものとしている。

30 他方、申立人が、執行認可決定の申立てと違反金支払命令の申立てを同時にすることも可能であり、この場合には、裁判所が違反金支払命令と執行認可決定とを同時にすることもできるものとしている（本文5(2)イ前段）。

イ 中間試案では、執行拒否事由として、「⑨ 暫定措置又は保全措置が日本の法令によって執行することができないものであること。」との規律を設けることが
35 提案されていた。

しかしながら、このような執行拒否事由を設けないこととしても、我が国の法令によって当該暫定保全措置を執行することができない場合には、本文5(1)ク⑩等の執行拒否事由があるものとして対処することができる。また、禁止型については、違反金支払命令に基づく民事執行が可能であるものの、当該暫定保全措置自体に基づく民事執行を行うことは想定されていないため、このような執行拒否事由を設けると、かえってその有無について、解釈上の疑義が生じるおそれがあるとも考えられる。

そこで、本文5(1)クでは、執行拒否事由として、「⑨ 暫定措置又は保全措置が日本の法令によって執行することができないものであること。」との規律は設けないこととしている。

ウ 本文5(1)のその余の規律については、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも競合管轄を認める旨の規律（同オ③）と、執行認可決定は確定しなければその効力を生じないとの規律（同コ）を加えたほかは、基本的に、中間試案（第1部、第1、8(2)）と実質的に同内容の規律としている。

本文5(1)コは、本文5(2)ア及びイの規律を設けることに伴い、執行認可決定が確定するまでの間の法律関係に疑義が生ずることを避けるため、執行認可決定は確定しなければその効力を生じないとの規律を設けることとしている。仲裁法第10条によって準用される民事訴訟法第119条の規定によれば、決定は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずることとなることから、本文5(1)コにおいて、その例外を定めることとしている。

なお、執行認可決定の申立てに係る事件の管轄、移送及び外国語資料の訳文添付に関する規律（本文5(1)ウ、オ及びカ）については、仲裁判断の執行決定の申立てに係る事件に関する規律と同内容とすることとしている。その詳細については、後記本文第3及びその説明を参照されたい。

エ 本文5(1)の規律の下では、執行認可決定の申立てを受けた裁判所が、執行拒否事由の有無を審理、判断することとし、執行認可決定がされた後の手続では、執行拒否事由の有無を審理しないものとするを想定している（注2）。

（注2）本文5(1)ク⑧の執行拒否事由（暫定保全措置の取消し等）については、仲裁廷に対する暫定保全措置の取消し等の申立てがされた場合に、執行認可決定の申立てを受けた裁判所は当該手続を中止することができる（本文5(1)エ）ため、暫定保全措置の取消し等に係る判断を踏まえ、執行認可決定の申立てに係る判断をすることが可能であるものと考えられる。そして、それ以外の執行拒否事由については、執行認可決定の申立てがされる前から存在する事由であるため、当該事由の有無を執行認可決定の手続において審理、判断することが相当であると考えられる。したがって、執行認可決定がされた後に、改めて被申

立人に執行拒否事由の存在を主張する機会を与える必要性は乏しいものと考えられる。

(4) 違反金支払命令

5 ア 本文5(2)アの規律の下では、裁判所は、原則として、①暫定保全措置について
確定した執行認可決定がある場合において、②被申立人が当該暫定保全措置に違
反し、又は違反するおそれがあるときに、申立てにより、違反金支払命令を発令
することとなる。

10 ただし、申立人の選択により、即時に違反金支払命令に基づく民事執行を行う
ことも可能とするため、前記①の要件に係る例外として、裁判所が違反金支払命
令と執行認可決定とを同時にすることもできるものとしている(本文5(2)イ前段)。
この場合には、違反金支払命令は、執行認可決定が確定するまでは確定せず(同
後段)、執行認可決定を取り消す裁判が確定したとき又は執行認可決定を求める
申立てが取り下げられたときは、職権で、違反金支払命令を取り消さなければなら
ない(同エ)。

15 イ 違反金支払命令が確定した場合には、当該違反金支払命令を債務名義として、
民事執行をすることができるものとすることを想定している。民事執行法第22
条第3号は、「抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判(確定
しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。)」が債
務名義となるものとしているところ、違反金支払命令は、即時抗告によらなけれ
20 ば不服を申し立てることができず(本文5(2)キが準用する本文5(1)シ)、確定し
なければその効力を生じない裁判(本文5(2)オ)であることから、同号の規定に
よって、確定した違反金支払命令が債務名義となることを想定している。

25 ウ 違反金の額は、当該暫定保全措置の違反によって害されることとなる利益の内
容及び性質並びにこれが害される態様及び程度を勘案し、算定されるものとして
いる(本文5(2)ア)。

30 裁判所が、暫定保全措置に違反するおそれがあることを理由として、違反金支
払命令を発令する場合には、被申立人が当該暫定保全措置に違反したことを条件
とする金銭の支払を命ずることとなる(同アの括弧書)ため、申立人は、当該違
反金支払命令に基づく民事執行をするためには、被申立人が当該暫定保全措置に
違反したことを証明し、条件成就執行文(民事執行法第27条第1項及び第33
条第1項参照)の付与を受ける必要があるものと考えられる。

35 エ 違反金支払命令は、暫定保全措置についての執行をするために、執行認可決定
の存在を前提として発令されるものであることから、執行認可決定をした裁判所
が違反金支払命令に係る審理、判断を行うことが相当であると考えられる。また、
本文5(2)イは、執行認可決定と違反金支払命令とを同時にすることを可能として

いるところ、この場合には、執行認可決定に係る審理、判断をする裁判所が、違反金支払命令に係る審理、判断も行うものとするのが相当であると考えられる。

そこで、本文5(2)ウでは、違反金支払命令の申立てに係る事件は、執行認可決定をした裁判所及び執行認可決定を求める申立てに係る事件が係属する裁判所の管轄に専属するものとしている。

オ 本文5(2)カでは、部会資料1 1-1の本文4(3)と実質的に同内容の規律（民事執行法第172条第4項参照）を設けることとし、本文5(2)キでは、執行認可決定に関する所要の規定を準用することとしている。

10 第2 仲裁合意の書面性に関する規律

仲裁法第13条に、次の規律を設けるものとする。

書面によらないでされた契約において、文書に記載され、又は電磁的記録に記録された仲裁合意を内容とする条項が当該契約の一部を構成するものとして引用されたときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

(説明)

第11回会議では、例えば、デリバティブ取引等の金融取引の実務においては、基本契約中に仲裁合意を内容とする条項（以下「仲裁条項」という。）が含まれており、個別の取引については口頭で合意が成立することが一般的であることや、サルベージ契約（海上で沈没した船舶等を引き揚げる旨の契約）に関する実務においては、口頭で合意が成立することが一般的であることから、これらの場合においても、仲裁合意の書面性を満たす旨を明確にする規律を設けることが望ましいとの意見がみられた。さらに、具体的な規律としては、改正モデル法（オプションI）第7条第6項の規律を踏まえ、仲裁条項を含む文書等が引用された場合には、口頭で合意が成立したときであっても、仲裁合意の書面性を満たすとの規律を設けることが考えられるとの意見がみられた。

そこで、改正モデル法（オプションI）第7条第6項に対応するとともに、前記契約実務に対応した規律を設けるため、書面によらないでされた契約において、文書又は電磁的記録に記載又は記録された仲裁条項が当該契約の一部として引用されたときは、仲裁合意が書面によってされたものとみなすとの規律を設けることとしている。前記場合には、当事者双方がその内容を認識した上で、文書又は電磁的記録に記載又は記録された仲裁条項を引用していることから、仲裁合意が書面又は電磁的記録によってされた場合と同様の状況が存在しているものと考えられる。

第3 仲裁関係事件手続に関する規律

1 仲裁関係事件手続における管轄

仲裁法第5条に、次のような規律を設けるものとする（注）。

仲裁地が日本国内にあるときは、同法の規定により裁判所が行う手続に係る申立ては、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にもすることができるものとする。

（注）管轄の規律につき特別の定めがある手続の類型のうち、仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与（仲裁法第8条）及び裁判所により実施する証拠調べ（同法第35条）について本文と同様の規定の整備を行うとともに、仲裁判断の執行決定（同法第46条）について本文第1、5(1)才と同様の規定の整備を行い、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも申立てをすることができるものとする。

（説明）

1 通則的な管轄規律

本文1では、仲裁関係事件手続の通則的な管轄規律として、仲裁地が日本国内にあるときは、現行仲裁法第5条第1項各号の地方裁判所に加え、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの規律を設けることとしている。

これまでの審議では、仲裁地が日本国内にあるときに、被申立人の普通裁判籍の所在地に応じて東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に競合管轄を認めることを議論の出発点としつつ、競合管轄を認める趣旨が、国際仲裁事件を念頭に、外国語資料の訳文添付の省略を認めるなど、裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、手続の一層の適正化又は迅速化を図るという点にあることに照らすと、国際仲裁の活性化の観点から、仲裁地が日本国内にあるときは、より広く東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に競合管轄を認めるべきであるとの指摘がされた。

このような指摘に対しては、被申立人の管轄の利益との関係を検討する必要があるところ、後記本文2の規律に基づく裁量移送を活用することによって調整を図ることが可能であり、また、現行法上、仲裁法第5条第1項第1号の合意がされたとしても、同項第2号及び第3号の管轄を排除することはできず、当事者が合意により定めた裁判所以外の裁判所に管轄が認められることが想定されていることに照らすと、当事者の予測可能性の観点から競合管轄を認めないこととすべき理由は乏しいものと考えられる。

以上を踏まえ、本文1では、仲裁関係事件手続について、仲裁地が日本国内にあるときは、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの規律を設けることとしている。

2 個別の事件類型における管轄規律

これまでの審議では、前記のとおり、国際仲裁事件を念頭に、裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、手続の一層の適正化又は迅速化を図るため、仲裁関係事

件手続の通則的な管轄の規律として、仲裁法第5条に、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも競合管轄を認める旨の規律を設けることとするのであれば、管轄の規律につき特別の定めがある手続の種類のうち、仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与（同法第8条）、裁判所により実施する証拠調べ（同法第35条）及び仲裁判断の執行決定の申立て（同法第46条）に係る事件についても同様に、前記趣旨が妥当することから、現行法の定める管轄規律に加えて、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも競合管轄を認める規律を設けるべきであるとの指摘がされた。

そこで、前記指摘を踏まえ、前記各事件類型について、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも競合管轄を認めるとの規律を設けることとしている。

なお、仲裁判断の執行決定に関する規律は、仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わず適用される（同法第3条第3項参照）ところ、仲裁地が日本国外にある場合にも常に前記競合管轄を認めることとすると、外国法人との関係で過剰管轄が生ずるおそれがあることから、「仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合」（前記本文第1、5(1)オ③参照）に限り、前記競合管轄を認めるものとするとしている。また、暫定保全措置の執行認可決定の申立てに係る事件についても、仲裁判断の執行決定の申立てに係る事件と同様の管轄規律を設けることとしている（前記本文第1、5(1)オ）。

2 仲裁関係事件手続における移送

仲裁法第5条に、次のような規律を設けるものとする（注）。

裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同条第2項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。

（注）仲裁判断の取消し（同法第44条）、仲裁判断の執行決定（同法第46条）及び暫定保全措置の執行認可決定の各申立て（前記本文第1、5(1)）については、本文の規定による移送の裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

（説明）

本文2は、中間試案（第1部、第3、2）の実質を維持し、より分かりやすい規律としている。

なお、これまでの審議において、仲裁関係事件手続一般について移送の裁判に対する即時抗告を可能とすると、その後の仲裁手続における審理が遅延するおそれがある一方、仲裁手続が終了した後であればそのようなおそれはなく、即時抗告を可能とすることが相当であるとの指摘がされたことを踏まえ、現行法の規律と同様、仲裁判断の取消し（仲裁法第44条）及び仲裁判断の執行決定（同法第46条）の申立てについては、本文2

の規定による移送の裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする一方、それ以外の事件については、当該移送の裁判に対する即時抗告を認めないものとしている（ただし、新たに設ける暫定保全措置の執行認可決定の申立て（前記本文第1，5(1)については、本文2の規定による移送の裁判に対し、即時抗告をすることができるものとする）こととしている。）。

3 仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略

(1) 仲裁判断の執行決定の申立てにおける仲裁判断書の日本語による翻訳文の提出の省略

10 仲裁法第46条第2項を次のように改めるものとする。

同条第1項の申立てををするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならないものとする。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、
15 仲裁判断書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができるものとする。

(2) 外国語で作成された書証の翻訳文の添付の省略

裁判所は、外国語で作成された文書を提出して書証の申出がされた場合においても、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、その文書の翻訳文
20 を添付することを要しないものとすることができるものとする。

(説明)

本文3は、中間試案（第1部，第3，3）と実質的に同内容の規律としている。

本文3(1)の規律は、仲裁判断の執行決定の申立てについてのみ適用される。ただし、暫定保全措置の執行認可決定及び違反金支払命令の申立てについても、本文3(1)と同様の規律を設けることとしている（前記本文第1，5(1)ウ及び(2)キ）。

他方、本文3(2)の規律は、仲裁関係事件手続一般（仲裁判断の取消しや執行決定の申立て等を含む。）について適用されることを想定している。